

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第634号

2014年(平成26年)2月13日

藤沢市教育委員会
委員長 阪井 祐基子 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

学校の情報処理システムの運用管理事務に係る個人情報を取り扱うことに関する一般的制限，本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2014年2月6日付けで諮問(第634号)された学校の情報処理システムの運用管理事務に係る個人情報を取り扱うことに関する一般的制限，本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第8条第1項第4号の規定による社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (3) 条例第12条第4項の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (4) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。
- (6) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより，従うものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、社会的差別の原因となる個人情報を取り扱う必要性、必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に利用し提供する必要性及び目的外に利用し提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

市立中学校や特別支援学校において、平成26年3月から稼動する校務支援システムの各学校のスムーズな運用を教育委員会が保守サポートするため、システムセットアップ時の生徒情報及び毎年のメンテナンスとして新入生情報および転入生情報のセットアップを行うこと、また障害発生時など、システムに関する学校からの照会に対応するために学校と同じ画面を確認し、保守業者へ障害情報を正確に伝え改善方法を検討する必要がある。

そのため、システムの保守作業を行う、学校教育企画課についても校務支援システムを取り扱う必要があることから、条例第8条で規定された一般的制限に該当する個人情報を取扱うこと、第10条に規定された収集の制限に関する事、第12条に規定された目的外利用の制限に関する事、及び第18条に規定されたコンピュータ処理に関する事について、諮問するものである。

学校教育企画課については、システムに関する学校からの照会やシステムの保守作業に対応するため2台のパソコンを配置。この2台のパソコンはプリンターには接続しない。また、システムからデータを取り出すこともできない。

(2) システムで取り扱う個人情報

中学校及び特別支援学校における、「学校の教育活動に関する事項」及び「生徒指導、生徒の進路指導、児童生徒の健康等に関する事項」の事務に関する諮問のとおり、学校では以下の個人情報を取り扱う。そのため、学校からの照会時には保守サポートのため学校教育企画課の担当が学校と同じ画面を閲覧することになる。

ア 学校名及び学校番号

イ 学籍番号

ウ 生徒情報

入学年月日、学年、クラス名、出席番号、生徒氏名(本名、通称)、ふりがな(本名、通称)、性別、生年月日、出身小学校名、転入年月日、転入元、転出年月日、転入先、郵便番号、住所、緊急連絡先、進学先、部活動、兄弟姉妹、生徒会活動、学級活動、学校行事、成績情報、保健室情報、健康診断情報

エ 保護者情報

保護者(父・母)の氏名(本名、通称)、ふりがな(本名、通称)、住所

(3) 社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性

ア 取り扱う社会的差別の原因となる事項
通称

イ 社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性

平成23年3月文部科学省初等中等教育局国際教育課発行の、「外国人児童生徒受入れの手引き」の第6章市町村教育委員会の役割において、「児童生徒の氏名については、保護者からの申し出があれば正式な氏名とは別に、学校で使用する氏名（通称名）を決める。」とされており、通称を使うことを希望する生徒、保護者がいることから、取り扱う必要があるものである。

なお、生徒及び保護者の通称については、住民基本台帳法並びに住民基本台帳法施行令において、外国人住民に係る住民票の記載事項において、氏名と同様、法定記載事項とされている。

(4) 個人情報をも本人以外のものから収集することの必要性及び目的外に利用することの必要性について

本システムで取り扱う以下の個人情報については、学務保健課において別途コンピュータ処理されている、学齢簿システムの情報を利用する。

ア 本人以外のものから収集する個人情報及び目的外利用する個人情報

(ア) 生徒情報

学校番号，学年，学齢簿番号，生徒氏名，フリガナ，性別，生年月日，郵便番号，住所，通称，入学年月日，入学区分

(イ) 保護者情報

保護者氏名，保護者カナ，保護者続柄，保護者郵便番号，保護者住所

イ 目的外利用する個人情報を保有する課

学務保健課

ウ 個人情報を本人以外のものから収集することの必要性及び目的外に利用することの必要性

校務支援システムで必要とする個人情報は、生徒の情報約1万人分に加えて保護者の情報も対象とすることから、本人から個別に収集するとしたならば、非常に多くの時間、労力、経費を要する。

さらに、本事務はコンピュータ処理にて行うため、すでに個人情報を電子情報で保有している、学務保健課の情報を利用することが合理的である。

以上のことから、迅速かつ正確に本事務を進めるためには、他に方法が無いことから、所管課である学務保健課の個人情報を目的外に利用する必要がある。

エ 引き渡しの方法

電子媒体 暗号化機能を有するUSBメモリ

オ 引き渡しの時期

第1回：2014年（平成26年）3月1日以降

その後：毎年3月及び転入・転出等発生時

- (5) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び個人情報を目的外利用することに伴う本人通知の省略について

「本人以外のものからの収集」及び「目的外利用」の本人通知については、生徒の情報約1万人分に加えて保護者の情報も対象とすることから、通知すべき相手が多数の場合で、目的外のために利用する基本情報の内容の重要度に比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務の執行に支障が生じるため、実施機関の事務処理の正確性、効率性、が著しく損なわれることから省略するものである。

なお、生徒及び保護者に対しては、代替手段として、学校から家庭へのお知らせである「学校だより」や、各学校の「ホームページ」を通じて、事前にお知らせする。

- (6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする個人情報

(ア) 生徒情報

入学年月日、学年、生徒氏名（本名、通称）、ふりがな（本名、通称）、性別、生年月日、転入年月日、転出年月日、郵便番号、住所

(イ) 保護者情報

保護者（父・母）の氏名（本名、通称）、ふりがな（本名、通称）、住所

イ コンピュータ処理の必要性について

中学校及び特別支援学校における、校務支援システムの各学校のスムーズな運用を教育委員会が保守サポートする必要があるためである。

ここでいう保守サポートとは、システムセットアップ時の全生徒情報の取り込み、毎年の新入生生徒情報および転入生情報の取り込み、および障害発生時など、システムに関する学校からの照会に対応するために学校と同じ画面を確認し、保守業者へ障害情報を正確に伝え改善方法を検討することである。

ウ コンピュータ処理の内容

(ア) 校務支援システム導入時

学務保健課の担当職員が、学齢簿システムより学校教育企画課所管の暗号化を施したUSBメモリにデータを読み込む。

学校教育企画課の担当職員が、システム保守用端末からUSBメモリ内のデータを学校別にシステムに取り込む。

取込作業後、USBメモリ内のデータを消去する。

作業内容を記録簿に記入する。

(イ) 校務支援システム運用時

転入生の情報を随時，システムに取り込む。（上記(ア)の方法による）

システム障害時の学校からの照会に対し，保守対応を行う。

システム操作方法に関する学校からの照会に対し，保守対応を行う。

システム保守に関する業者との連絡調整を行う。

エ 安全対策について

システムの運用に際しては，以下のとおり安全対策に取り組む。

(ア) 情報通信については，既存の学校イントラネット回線を活用し，教育文化センターの教育情報機器等で使用しているネットワーク機器を経由し，専用回線を介してデータセンターと行う。

(イ) データセンターのサーバと連携したシステム管理ソフトウェアにより，登録されたパソコン以外はシステムに接続できないようにする。

(ウ) 夜間及び休日については，学校教育企画課のあるビル全体に総合警備をかけることで，セキュリティの確保を図る。

(エ) システムの保守サポートで利用するUSBメモリについては，学校教育企画課所有の登録・管理された暗号化機能を有するUSBメモリとする。

(オ) USBメモリについては，引き渡し者及び受け取り者等を記録簿に記載し，確実な管理を行う。

(カ) USBメモリの情報については，作業終了後，速やかに消去する。

(キ) システムにおける学校教育企画課の権限については，分掌事務である「学校の情報処理システムの運用管理」に基づき，システムの保守サポートに限って取り扱うものとし，情報については，転出入業務及び学校長から照会の要請があった場合のみ，閲覧するものとする。

(ク) 利用者IDについては，データセンターのADサーバにて管理する。

(ケ) 利用者の記録についてはデータセンターにてログを保存する。

(コ) 通信回線は閉域網サービスを利用しているため不正アクセスは受けない。

(カ) 校務支援システムにアクセスできるのは，学校教育企画課の校務支援システム担当職員のみとする。

以上に加え，システムの運用や作業の中で，個人情報を取り扱う場合については，「藤沢市個人情報の保護に関する条例」，「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」，「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」，「藤沢市立学校情報セキュリティ規程」，「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(7) 実施時期

2014年(平成26年)3月1日(予定)

(8) 提出資料

- ア 資料1 校務支援システム ネットワーク構成イメージ図
- イ 資料2 藤沢市権限設定について
- ウ 資料3 ソフトウェア概要
- エ 資料4 データセンター概要
- オ 資料5 サービス利用契約書(案)
- カ 資料6 データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書
- キ 資料7 学校教育企画課個人情報取扱事務届出書
- ク 資料8 サービス利用契約について

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

(1) 社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性について

平成23年3月文部科学省初等中等教育局国際教育課発行の、「外国人児童生徒受入れの手引き」の第6章市町村教育委員会の役割において、「児童生徒の氏名については、保護者からの申し出があれば正式な氏名とは別に、学校で使用する氏名(通称名)を決める。」とされており、通称を使うことを希望する生徒、保護者がいることから、取り扱う必要があるものである。

なお、生徒及び保護者の通称については、住民基本台帳法並びに住民基本台帳法施行令において、外国人住民に係る住民票の記載事項において、氏名と同様、法定記載事項とされている。

以上のことから判断すると、社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用することの必要性について

校務支援システムで必要とする個人情報は、生徒の情報約1万人分に加えて保護者の情報も対象とすることから、本人から個別に収集するとしたならば、非常に多くの時間、労力、経費を要する。

さらに、本事務はコンピュータ処理にて行うため、すでに個人情報を電子情報で保有している、学務保健課の情報を利用することが合理的である。

以上のことから、迅速かつ正確に本事務を進めるためには、他に方法が無いことから、所管課である学務保健課の個人情報を目的外に利用する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

て

「本人以外のものからの収集」及び「目的外利用」の本人通知については、生徒の情報約1万人分に加えて保護者の情報も対象とすることから、通知すべき相手が多数の場合で、目的外のために利用する基本情報の内容の重要度に比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務の執行に支障が生じるため、実施機関の事務処理の正確性、効率性が著しく損なわれることから省略するものである。

なお、生徒及び保護者に対しては、代替手段として、学校から家庭へのお知らせである「学校だより」や、各学校の「ホームページ」を通じて、事前にお知らせする。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(4) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

中学校及び特別支援学校における、校務支援システムの各学校のスムーズな運用を教育委員会が保守サポートする必要があるためである。

ここでいう保守サポートとは、システムセットアップ時の全生徒情報の取り込み、毎年の新入生生徒情報および転入生情報の取り込み、および障害発生時など、システムに関する学校からの照会に対応するために学校と同じ画面を確認し、保守業者へ障害情報を正確に伝え改善方法を検討することである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策について次のように述べている。

(ア) 情報通信については、既存の学校イントラネット回線を活用し、教育文化センターの教育情報機器等で使用しているネットワーク機器を経由し、専用回線を介してデータセンターと行う。

(イ) データセンターのサーバと連携したシステム管理ソフトウェアにより、登録されたパソコン以外はシステムに接続できないようにする。

(ウ) 夜間及び休日については、学校教育企画課のあるビル全体に総合警備をかけることで、セキュリティの確保を図る。

(エ) システムの保守サポートで利用するUSBメモリについては、学校教育企画課所有の登録・管理された暗号化機能を有するUSBメモリとする。

- (オ) USBメモリについては，引き渡し者及び受け取り者等を記録簿に記載し，確実な管理を行う。
- (カ) USBメモリの情報については，作業終了後，速やかに消去する。
- (キ) システムにおける学校教育企画課の権限については，分掌事務である「学校の情報処理システムの運用管理」に基づき，システムの保守サポートに限って取り扱うものとし，情報については，転出入業務及び学校長から照会の要請があった場合のみ，閲覧するものとする。
- (ク) 利用者IDについては，データセンターのADサーバにて管理する。
- (ケ) 利用者の記録についてはデータセンターにてログを保存する。
- (コ) 通信回線は閉域網サービスを利用しているため不正アクセスは受けない。
- (サ) 校務支援システムにアクセスできるのは，学校教育企画課の校務支援システム担当職員のみとする。

以上に加え，システムの運用や作業の中で，個人情報を取り扱う場合については，「藤沢市個人情報の保護に関する条例」，「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」，「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」，「藤沢市立学校情報セキュリティ規程」，「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(5) 条件

教育委員会は，いかなる理由があっても保守サポート以外の目的でデータにアクセスできないという，法的拘束力のある規則等を定めて運用することを条件とする。

以 上